

マルチオミックスによる遺伝子発現制御の先端的医学共同研究拠点共同利用要綱

(目的)

第1条 本要綱は、横浜市立大学先端医科学研究センター共同利用・共同研究拠点「マルチオミックスによる遺伝子発現制御の先端的医学共同研究拠点」(以下、拠点という。)における共同利用及び共同研究に関する規程第2条第1項に定める共同利用について定めるものである。

(共同利用の対象)

第2条 拠点が実施する共同利用とは、受託解析のほかバイオインフォマティクス実習及びバイオインフォマティクス解析集中トレーニングコースならびに拠点運営委員会の委員長が、別に定めるものをいう。バイオインフォマティクス実習及びバイオインフォマティクス解析集中トレーニングコースに必要な事項は別に定める。

(受託解析の基本方針)

第3条 受託解析の利用は、拠点業務等に支障のない範囲とする。

2 本拠点の業務にあたる関係者は、いかなる場合においても共同利用の利用者(以下、利用者という。)の研究内容について守秘義務を負うものとする。

3 受託解析は、シングルセルRNA-seq解析及び次世代シーケンサーのデータ解析とする。

4 受託解析は、利用者と本拠点との共同研究とする。

(受託解析の利用条件)

第4条 受託解析の利用に際しては、以下の項目を全て満たす。

2 利用者は、本拠点のスタッフと良好な関係を確保し、関係法令や本学規程及び各種手続き等を遵守する。

3 利用者は、利用料金の支払い能力を有する者であること。

4 利用目的は、学術研究及び研究開発に関する分析のみとし、それ以外の目的(医療診断等)は不可とする。

(受託解析の内容及び結果の扱い)

第5条 受託解析の内容は、検体・データのクオリティチェック、シーケンスデータ及び遺伝子発現量の計算とする。

2 解析結果が研究利用に適さない場合においても、本拠点はその責を負わない。

(利用手続き)

第6条 拠点が定める所定の様式に従って利用手続きを行う。

2 再解析を行う場合は新たに解析料を徴収する。

(研究成果・利用実績の取扱い)

第7条 受託解析の成果は、利用者と拠点のものとする。なお、解析の精度を高めるために拠点内での使用に限って、解析結果を使用する場合がある。また、利用者は、受託解析を利用した成果を含む学術論文、書籍、学会発表及び講演等の公知となる印刷物及び電子媒体に

は、拠点研究者を共著者とし、記載された印刷物 1 部あるいは電子媒体の複製を提出すること。これらは、業績件数を集計し、秘密保持の範囲内で本拠点の実績報告書に利用する。

(協議)

第 8 条 上記の項目に記載のない問題が生じた場合は、誠意を持って速やかに協議を行い、これを解決する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 2 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。